

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例案

大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「大阪市立西横堀駐車場

大阪市西区京町堀1丁目

大阪市立法円坂駐車場

大阪市中央区法円坂2丁目」

を

「大阪市立法円坂駐車場

大阪市中央区法円坂2丁目

大阪市立西横堀駐車場

大阪市西区京町堀1丁目」

に改める。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
大阪市立扇町通地下駐車場	大阪市北区扇町1丁目
大阪市立大阪駅前地下駐車場	大阪市北区梅田1丁目
大阪市立豊崎地下駐車場	大阪市北区豊崎3丁目
大阪市立安土町地下駐車場	大阪市中央区安土町3丁目
大阪市立谷町筋地下駐車場	大阪市中央区谷町2丁目
大阪市立長堀通地下駐車場	大阪市中央区南船場2丁目
大阪市立東長堀地下駐車場	大阪市中央区南船場1丁目
大阪市立東長堀バス駐車場	大阪市中央区南船場1丁目
大阪市立靫地下駐車場	大阪市西区靫本町2丁目
大阪市立土佐堀地下駐車場	大阪市西区土佐堀1丁目
大阪市立長堀バス駐車場	大阪市西区新町1丁目
大阪市立本町地下駐車場	大阪市西区靫本町1丁目

大阪市立上汐地下駐車場

大阪市天王寺区上汐4丁目

大阪市立塩草地下駐車場

大阪市浪速区塩草1丁目

大阪市立宮原地下駐車場

大阪市淀川区宮原3丁目

大阪市立長居公園地下駐車場

大阪市東住吉区長居公園

第5条第2項中「次条第4項」を「次条第6項」に改める。

第6条第1項中「及び」を「、第5項に規定するバス回数券及び第6項に規定する」に改め、同条第2項ただし書中「第4項」を「第6項」に改め、同条第3項中「駐車時間30分までごとに300円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 大阪市立東長堀バス駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場（以下これらを「バス駐車場」という。）以外の市立駐車場 駐車時間30分までごとに300円

(2) バス駐車場 駐車時間30分までごとに1,000円（路線定期運行（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。）を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）に係る停留所として利用する場合にあっては、1回につき4,000円）

第6条第4項中「指定管理者」を「指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）」に改め、「及び通用期間が1年以内で1の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券」を削り、同条中第8項を第10項とし、同条第7項中「及び」を「、バス回数券及び」に改め、同項第2号中「47,250円」を「47,250円（バス駐車場の定期駐車券にあっては、1月当たり240,000円）」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) バス回数券 一時駐車料金の額に10分の9を乗じて得た額

第6条中第7項を第9項とし、同条第6項中「又は」を「、バス回数券又は」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「定期駐車券」を「定期駐車券（バス駐車

場の定期駐車券を除く。)」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項の次に次の2項を加える。

5 バス駐車場の指定管理者は、バス駐車場の利用について一時駐車料金の支払に代えて共通して使用することができる回数券（以下「バス回数券」という。）を発行することができる。

6 指定管理者は、通用期間が1年以内で1の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券を発行することができる。

第7条第1項中「市立駐車場」を「市立駐車場（バス駐車場を除く。）」に改める。

第8条第2項中「指定管理者」を「指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）」に改める。

第9条第2項中「及び」を「、バス回数券及び」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### （準備行為）

2 大阪市立扇町通地下駐車場、大阪市立大阪駅前地下駐車場、大阪市立安土町地下駐車場、大阪市立谷町筋地下駐車場、大阪市立長堀通地下駐車場、大阪市立東長堀地下駐車場、大阪市立東長堀バス駐車場、大阪市立靱地下駐車場、大阪市立長堀バス駐車場及び大阪市立長居公園地下駐車場（以下「扇町通地下駐車場等」という。）に係るこの条例による改正後の大坂市立駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定による受付日及び受付時間の決定、改正後の条例第6条第3項及び第9項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の条例第13条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第3条第2項及び第4項、第6条第3項、第9項及び第10項、第13条から第17条まで並びに第19条前段の規定の例により行うことができる。

### （扇町通地下駐車場等の指定管理予定者の選定手続の特例）

- 3 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年3月31日までの期間について扇町通地下駐車場等（大阪市立長居公園地下駐車場を除く。）の指定管理者（改正後の条例第3条第2項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするとき及び施行日から平成28年3月31日までの期間について大阪市立長居公園地下駐車場の指定管理者を指定しようとするときは、前項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第14条の規定にかかわらず、扇町通地下駐車場等の管理を行おうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項に規定する場合における附則第2項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第15条及び第17条の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第15条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、同項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第17条中「第15条」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第15条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるとときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「改正条例附則第4項の規定により読み替えられた前3号」とする。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

扇町通地下駐車場ほか9駐車場を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 大阪市立駐車場条例（抄）

#### （路外駐車場の設置）

第1条 本市に、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定による路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>大阪市立西横堀駐車場</u>	<u>大阪市西区京町堀1丁目</u>
大阪市立法円坂駐車場	省 略
<u>大阪市立西横堀駐車場</u>	<u>大阪市西区京町堀1丁目</u>
省	略

#### （自動車駐車場の設置）

第2条 本市に、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物である自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>大阪市立扇町通地下駐車場</u>	<u>大阪市北区扇町1丁目</u>
<u>大阪市立大阪駅前地下駐車場</u>	<u>大阪市北区梅田1丁目</u>
<u>大阪市立宮原地下駐車場</u>	<u>大阪市淀川区宮原3丁目</u>
省	略
<u>大阪市立塩草地下駐車場</u>	<u>大阪市浪速区塩草1丁目</u>
<u>大阪市立本町地下駐車場</u>	<u>大阪市西区靱本町1丁目</u>
<u>大阪市立安土町地下駐車場</u>	<u>大阪市中央区安土町3丁目</u>
<u>大阪市立谷町筋地下駐車場</u>	<u>大阪市中央区谷町2丁目</u>
<u>大阪市立長堀通地下駐車場</u>	<u>大阪市中央区南船場2丁目</u>
<u>大阪市立東長堀地下駐車場</u>	<u>大阪市中央区南船場1丁目</u>
<u>大阪市立東長堀バス駐車場</u>	<u>大阪市中央区南船場1丁目</u>
<u>大阪市立靱地下駐車場</u>	<u>大阪市西区靱本町2丁目</u>
<u>大阪市立土佐堀地下駐車場</u>	省 略
<u>大阪市立長堀バス駐車場</u>	<u>大阪市西区新町1丁目</u>
<u>大阪市立本町地下駐車場</u>	<u>大阪市西区靱本町1丁目</u>

大阪市立上汐地下駐車場	省 略
大阪市立塩草地下駐車場	大阪市浪速区塩草1丁目
大阪市立宮原地下駐車場	大阪市淀川区宮原3丁目
大阪市立長居公園地下駐車場	大阪市東住吉区長居公園

(駐車の制限)

#### 第5条 省 略

- 2 市立駐車場に自動車を駐車する者（以下「使用者」という。）は、次項の規定による場合及び次条第4項の定期駐車券の通用期間内に駐車する場合を除くほか、引き続き7日を超えて1  
第6項
- の自動車を市立駐車場に駐車してはならない。

#### 3 - 4 省 略

(利用料金)

- 第6条 市長は、指定管理者に市立駐車場の利用に係る利用料金（次項に規定する一時駐車料金並びに第4項に規定する普通回数券、第5項に規定するバス回数券及び第6項に規定する定期駐車券の料金をいう。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 2 使用者は、自動車の出庫の際、指定管理者に一時駐車料金を支払わなければならぬ。ただし、第4項の定期駐車券の通用期間が満了するまでの間の出庫にあっては、この限りでない。  
第6項

- 3 一時駐車料金の額は、駐車時間30分までごとに300円 の範囲内において、  
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。一時駐車料金の額を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 大阪市立東長堀バス駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場（以下これらを「バス駐車場」という。）以外の市立駐車場 駐車時間30分までごとに300円
- (2) バス駐車場 駐車時間30分までごとに1,000円（路線定期運行（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行をいう。）を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）に係る停留所として利用する場合にあっては、1回につき4,000円）
- 4 指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）は、1の市立駐車場の利用に限り一時駐車料金の支払に代えて使用することができる回数券（以下「普通回数券」という。）及び通用期間が1年以内で1の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券を発行することができる。

5 バス駐車場の指定管理者は、バス駐車場の利用について一時駐車料金の支払に代えて共通して使用することができる回数券（以下「バス回数券」という。）を発行することができる。

6 指定管理者は、通用期間が1年以内で1の市立駐車場の定期利用に使用することができる定期駐車券を発行することができる。

5 定期駐車券（バス駐車場の定期駐車券を除く。）は、市規則で定める場合を除き、特定の自動車以外の自動車に係る市立駐車場の利用に使用することができない。

6 普通回数券、バス回数券又は定期駐車券の発行を受けようとする者は、その発行の際、次項に規定する料金を指定管理者に支払わなければならない。

7 普通回数券、バス回数券及び定期駐車券の料金の額は、次に掲げる金額の範囲内において、

指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更しようとするときも同様とする。

(1) 省 略

(2) バス回数券 一時駐車料金の額に10分の9を乗じて得た額

(2) 定期駐車券 1月当たり47,250円（バス駐車場の定期駐車券にあっては、1月当たり

(3)

240,000円）

8 省 略

（共通回数券の発行等）

第7条 市長は、市立駐車場（バス駐車場を除く。）及び本市と協定を締結した者が経営する駐車場の利用について共通して使用することができる回数券（以下「共通回数券」という。）を発行することができる。

2 - 4 省 略

（料金の減免）

第8条 省 略

2 指定管理者（バス駐車場の指定管理者を除く。）は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、本人）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神

障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類する者で市規則で定めるものの移動のための自動車の駐車に係る一時駐車料金の額の5割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額することができる。

### 3 省 略

（料金の還付）

#### 第9条 省 略

2 既納の普通回数券、バス回数券及び共通回数券の料金は、還付しない。ただし、指定管理者又は市長は、特別の事由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。